

## 冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2024年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	309 台	80 台	22 台	320 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	683 台	26 台	7 台	734 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	140.9	キログラム	41.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	123.6	キログラム	7.7	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン使用機器の担当者が機器の簡易点検を四半期ごとに実施し「簡易点検記録」に実施結果を記録して、機器廃棄後3年間保管する。</li> <li>・四半期に1回、管理担当者は簡易点検の実施台数、機器の修理台数とフロン漏えい量を各部署の担当課長に報告する。</li> </ul>			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン使用機器の担当者が機器の廃棄時、フロン類回収業者に「フロン類回収行程管理票」を交付し、A票を保管する(3年間)、また処理完了後にE票を受領する(3年間保管)。</li> <li>・四半期に1回、管理担当者は機器の廃棄台数を各部署の担当課長に報告する。</li> </ul>			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場内機器においては、機器の定期点検時にバルブや配管継手、溶接箇所など特に漏えいが発生しやすい箇所の油のにじみや汚れについて重点的に点検を行い、異常がある場合は早急に対応する。</li> <li>・店舗内機器においては、簡易点検実施時の異常や、店舗で毎日行う温度点検(1日4回)時の温度異常に気付いた場合は速やかに修理を依頼する。またフィルターや室外機等が汚れている場合には清掃を行う。</li> </ul>			
	廃棄時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷媒の充填・回収時の「充填・回収証明書」の発行と廃棄時の「フロン類回収行程管理票」の発行を徹底する。特にフロン類が充填されていない機器の廃棄時も「0(ゼロ)kg」での「フロン類回収行程管理票」の発行を徹底し法令遵守を図る。</li> </ul>			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場内機器においては、冷媒使用機器の新規導入や更新時は、地球温暖化係数の低い冷媒を採用するように計画し、自然冷媒についても積極的に検討を行って環境への影響度低減を図る。</li> <li>・店舗内機器においては、新店および既存店の機器の更新時に地球温暖化係数の低い機器を導入する。また店舗によってはノンフロン(CO2冷媒)機器を導入する。</li> <li>・自社の自動販売機においては、更新時にノンフロン機器を導入する。</li> </ul>				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。